

質問事項に関する回答書

(件名)関越自動車道 山本山トンネル覆工補強工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	12月16日	回答書 入札公告(説明書)	3頁	3-1(5)	12月14日付けの回答書等1において、『「一般土木工事」ではない、「維持修繕工事」、「プレストレストコンクリート工事」、「鋼橋上部工事」で登録している補強・補修工事や床版取替工事は対象となりません』との回答がありました。コリンズの入札参加資格区分で「維持修繕工事」で登録していて、技術データの維持修繕工事で種別「その他の土木構造物 トンネル」でトンネルの繊維シート補強工を実施している工事は実績として認められるでしょうか。	R3.12.14 回答書等1において回答したとおり、コリンズの登録情報における維持修繕工事、「その他の土木構造物」又は「その他道路構造物」に該当する工事は同種工事として認めます。なお、当社における競争参加資格審査の前において、個別案件が同種工事に該当するか否かについては回答は致しませんので、貴社が該当すると考える施工実績により申請ください。また、コリンズ登録されていない施工実績にて申請する場合は技術資料(様式2)の工事諸元等の欄に同種工事に該当する工事内容を明確に記載するとともに、落札予定者となった場合は契約書、図面、特記仕様書等で証明してください。
2	12月16日	回答書 入札公告(説明書)	3頁	3-1(5)	12月14日付けの回答書等1において、『「一般土木工事」ではない、「維持修繕工事」、「プレストレストコンクリート工事」、「鋼橋上部工事」で登録している補強・補修工事や床版取替工事は対象となりません』との回答がありました。コリンズの入札参加資格区分で「維持修繕工事」で登録していて、技術データの維持修繕工事で種別「その他の土木構造物 調整池」で調整池補修工を実施している工事は実績として認められるでしょうか。	同上
3	12月16日	回答書 入札公告(説明書)	3頁	3-1(5)	12月14日付けの回答書等1において、『「一般土木工事」ではない、「維持修繕工事」、「プレストレストコンクリート工事」、「鋼橋上部工事」で登録している補強・補修工事や床版取替工事は対象となりません』との回答がありました。コリンズの入札参加資格区分で「維持修繕工事」で登録していて、技術データの維持修繕工事で種別「その他 水路工事」でボックスカルバートの断面修復を実施している工事は実績として認められるでしょうか。	同上